

井原市まちづくり支援員(広域サポートー)募集要項

1 募集人員 1名

2 主な活動内容

- ・市内各地区の状況調査及び課題整理に関する活動
 - ・市内各地区の現状や課題、るべき姿等についての話し合いを促進する活動
 - ・市内各地区の維持及び活性化を図る活動
 - ・地区まちづくり計画の作成又は見直しに対する支援及び計画事業の遂行に関する活動
- ※市内各地区とは、市内の各小学校区（13 地区）になります。

3 募集対象（募集条件）

(1) 住所、年齢、性別

不問

(2) 資格等

- ・普通自動車運転免許を有し、日常的に自動車を運転している方
- ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）のできる方

(3) その他

- ・まちづくりに関する知見のある方又は地域の実情に精通した方
- ・心身ともに健康で誠実に上記の活動を行うことができる方
- ・地域の活性化に意欲と情熱があり、人とのコミュニケーションや会議等でのファシリテーションが可能な方
- ・暴力団員又はその関係者でない方

※当支援員の任用は、令和8年度予算の成立（令和8年3月中旬から下旬頃）が条件となりますので、御了承の上でお申込みください。

4 活動地域 井原市内全域

5 活動時間

1日7時間45分、月155時間

※活動時間は、活動内容により変動して構いません。ただし、1週間当たり38時間45分を超えてはいけません。

※1月当たりの活動時間が155時間を下回るときは、報償費を減額します。

6 委嘱形態・期間

- （1）まちづくり支援員として市長が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）
- （2）委嘱時期は、原則として令和8年4月1日としますが、相談の上調整します。
- （3）委嘱期間は、原則として1年とし、活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、1年ごとに更新します。

7 処遇・福利厚生等

(1) 報 償 費：月額35万円（年額420万円）

※1月当たりの活動時間が155時間を下回るときは、時間数に応じて減額します。

(2) 活動経費：年間上限80万円

(例) 専ら活動に使用する車両、パソコン等のリース料や活動に必要な通信費
や消耗品費、研修・セミナー受講料や出張旅費等
活動期間中の傷害保険及び賠償責任保険に係る保険料

(3) その他の

- ・市との雇用関係はないため、健康保険料及び国民年金保険料は各自の負担となります。
- ・上記活動に支障のない範囲において、就業等も可能です。

8 応募手続

(1) 申込受付期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月16日（月）必着

(2) 提出書類

所定の応募用紙に、納税証明書(完納証明書)及び運転免許証の写しを添付の上、井原市役所市民生活部市民活動推進課に郵送又は持参してください。（※応募用紙は、別紙又は下記よりダウンロードしてください。納税証明書(完納証明書)は、お住まいの市役所(役場)等で取得してください。）

<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2023012800022/>

←QRコード

9 選考の流れ

(1) 審査方法

【第1次選考：書類審査】

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

【第2次選考：面接審査】※第1次（書類）審査合格者対象

第2次選考審査は、令和8年3月上旬に井原市役所において実施する予定としておりますが、詳細な日時・会場等は、第1次審査結果を通知する際にお知らせします。
なお、第2次選考審査に要する交通費・宿泊費等は、全て個人負担とします。

(2) 最終選考結果のお知らせ

選考結果が決定次第、お知らせします。

(3) 申し込み・問い合わせ先

〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1

井原市役所 市民生活部 市民活動推進課

TEL：0866-62-9508

FAX：0866-62-9797

E-mail：shiminkatsudou@city.ibara.lg.jp